

# 予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜南部東部振興、産業・雇用振興部、農林部＞

開催日時 平成29年9月28日（木） 13：29～14：52

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

小泉 米造 委員長

清水 勉 副委員長

亀田 忠彦 委員

山中 益敏 委員

田中 惟允 委員

西川 均 委員

田尻 匠 委員

太田 敦 委員

山本 進章 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事

辻本 総務部長

山本 南部東部振興監

中川 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 9月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○小泉委員長 ただいまから会議を再開いたします。

それでは、日程に従いまして、南部東部振興、産業・雇用振興部、農林部の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めまして、質疑等があれば、ご発言をお願いいたします。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。また、マイクをできるだけ近づけて答弁をしていただきますようお願いいたします。

それではご発言願います。

○山中委員 それでは、2点お聞きします。

企業立地促進法にかわり、今度新たに地域未来投資促進法ができたということで、既にお聞きの部分があるかと思えます。地域未来投資促進法に関しては本年7月31日に施行され、まだまだこれからという状況かと思えますけれども、私もこれまで、例えば、第4次産業革命と言われるIoTまたAIを使った産業の促進という話もしてきましたし、農福連携を使っの6次産業化も、今回地域未来投資促進法の中には認められる産業になるのかと期待しています。ホームページ等で検索した資料によりますと、地域未来投資促進法がこの7月31日から施行されているわけですが、これらは先ほど申しました産業を含めて、今後の地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する事業を促進するという大きなテーマを掲げています。具体的には、地域経済を牽引することが期待される、魅力ある企業を地域未来牽引企業ということで、今後約3年間にわたって、約2,000社を公表していこう、認めていこうと。そして、集中的に国としても支援をしますと。3年間で、2,000社を支援する中で、投資額を約1兆円、GDPについても5兆円を増大させるという、大変大きな目標を国として持つておられます。

地域未来投資促進法に係る基本スキームも実は資料の中に書かれており、これによりますと、まず国の基本方針があり、それに基づいて都道府県は地域経済牽引事業促進協議会を組織されるということで、された場合は当協議会で協議をして、基本計画を策定しますと。ですから、県として基本計画を策定するというのが1点目で、それを主務大臣に協議をしてくださいということで提出をし、同意をいただくと。そして、いただいた同意をもとに、県の基本計画に基づいて、今度は事業者が地域経済牽引事業計画の策定をして都道府県に申請をし、承認をいただくことになろうかと思えます。その上で、国は地方公共団体及び地域経済牽引事業者に対して支援措置をしていくというスキームかと思えます。そこで1点目、地域未来投資促進法に係る手続フローの進捗状況をお聞かせいただきたいと思えます。

2点目は、地域未来投資促進法は、これまでの企業立地促進法の改正法であることから、既存の奈良県企業立地基本計画や、事業者がつくっている企業立地計画、事業高度化計画

について、今後、どのように経過措置が図られていくのか。これは改正からされているということですので、その経過措置をお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、地域未来投資促進法の施行により、本県にもたらされる地域の経済の期待についてお聞かせをいただきたいと思います。

**○箕輪企業立地推進課長** 地域未来投資促進法についての質問に答えます。

平成19年に制定された企業立地促進法は製造業を中心として、企業立地促進などを通じて地域の産業の活性化に寄与してきたところです。一方で、他の分野、観光などいろいろな分野がありますけれども、地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取り組みがいろいろ登場しつつある現状を踏まえて、国で、今年度、平成29年7月31日に改正法として地域未来投資促進法が施行されたところです。

スキーム等進捗状況ですが、山中委員がおっしゃいましたように、法律に基づき、県と市が共同して、事業に関する地域経済牽引の事業計画をただいま策定中です。これを国からの同意を得て、事業者にも初めて使ってもらおうというスキームを今、策定しているところです。同意が認められますと、事業者が投資を行うに当たって、事業者の計画を出してもらい、それを承認することで、さまざまな分野の恩恵、例えば税優遇、法人税の特別償却等の優遇がある予定です。

このスキームは、企業立地促進法と同様のスキームですが、大きな変更として、山中委員が先ほど質問の中でおっしゃったとおり、これまでの製造業を中心とした製造業の立地ではなくて、さまざまな投資と。例えば第4次産業革命、製造ラインへのIoTへの導入など、さまざまな付加価値の向上が期待できる分野の投資を期待しているところです。これについては、予想できるものもあれば、新しい分野の投資もあります。これは今後の期待するところですが、まずは国の同意を得て、事業者にも速やかに適用していただけるように、現在協議をしているところです。

2点目の経過措置ですが、企業立地促進法が7月31日に改正されましたので、前法の中身を執行していますが、経過措置としては、それまでに承認をとっている事業者においては引き続き適用できるということで、その間断はないような仕組みとなっています。

期待するところは、先ほど分野が広がったと申し上げましたが、本当にさまざまな分野、先端技術を生かした成長ものづくり分野はもちろんのことですけれども、第4次産業革命、新たなニーズをターゲットとした、例えば観光やスポーツ、文化、まちづくりなど幅広く話ではありますが、さまざまな分野で付加価値の向上がキーワードになっています。

事業を認定することで支援メニューを使っただけならと思っています。以上です。

○山中委員 先ほど申しました地域経済牽引事業促進協議会を組織してやるという方法もあるように聞いていますが、本県としてはどうでしょうか。

○箕輪企業立地推進課長 当該協議会については任意性で、ただいま県と市町村で共同に計画を上げているところですが、計画が国から同意をいただければ、速やかに企業者に適用していただけるので、いち早く同意にこぎつけたいと考えています。以上です。

○山中委員 理解をしました。協議会を設けずに、少しでも早く基本設計をやるということで、市町村との協議の中で進めていくということで認識をします。

箕輪企業立地推進課長が答弁されたように、今までにない産業としてしっかりと掌握して、既にこういうことに敏感な企業は情報も仕入れながら、どう対応しようかということでやっただけかと思えますけれども、なかなかそこに人件費を、人を割けない中小企業も県下では結構あるかと思えますので、そういうところにしっかりと周知徹底を図っていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

それで、もう1点、農業でお聞きをします。農業においては、特に農地の中間管理事業の推進状況等についてお聞かせをいただきたいと思えます。

昨年の1月末に奈良の人と農地の活用シンポジウムが開催され、ホームページで資料を出し、手元に持っています。その中で、地主である出し手、これは供給側になりますが、また農業者である受け手、需要側の皆さんと農地の集積、集約のサポートをされていると思えます。

その中で、農地中間管理事業のマッチングの推進状況を1点。それから2点目は、農地中間管理事業による地域の農地の集積及び集約化が大きく進んでいる地域があれば、ご紹介いただきたいと思えます。3点目は、今後の予定として、出し手側の見込み量ほどのくらい見込まれるのかがわかれば教えていただきたいと思えます。4点目は、耕作放棄地に関する再生に向けた取り組みについてお聞きします。5点目は、人・農地プランなどに見る新規就農者の参入状況、担い手の育成確保についてお聞きします。以上、5点についてお願いします。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） お答えします。

まず、1点目の農地中間管理事業のマッチングについてです。本県では、なら担い手・農地サポートセンターを農地中間管理機構に指定して農地中間管理事業を実施しています。農地中間管理事業のこれまでのマッチング面積は、平成26年度は17件、平成27年度

は70件、平成28年度は107件と年々増加する傾向にあります。マッチング面積は、平成26年度で29ヘクタール、平成27年度で171ヘクタール、平成28年度は75.8ヘクタールとなっています。面積については、平成27年度は、奈良市月ヶ瀬で大規模なマッチングがあったため突出していますが、それ以外でも、一定程度増加し続けているところです。今年度の7月末までの実績は手続中のものも含めて85件の37.7ヘクタールと、昨年までの同時期と比較して上回るマッチングが進んでいます。

農地の需給の状況については、3番目の質問と関連しますが、借り受け希望面積が233ヘクタールに対して貸し付け希望面積が69ヘクタールと需要が供給を大きく上回っている状況にあります。この状況を改善するために、事業の認知度を向上させることが重要と考えており、広報誌、道路沿いのPR看板の設置など、今年度からは冷蔵庫に張りつけるマグネットの配布等のPRをしているところです。農地中間管理機構では、農地の利用状況を把握するため、借り受け農家に対して、毎年3月末の状況報告を求めており、現在まで貸し付けた全ての農地が適正に管理され、耕作されており、貸し付けた農地については、耕作放棄地は発生していません。

2点目は、農地中間管理事業の地域の集積の例ですけれども、先ほども言及しました、近年で、一昨年奈良市月ヶ瀬の110何件の農家の農地を5件の法人に集約して、113ヘクタールを月ヶ瀬のお茶地帯で、農地中間管理事業で担い手に集積しています。

もう1点は、昨年ですが、桜井市大西地区で90人の地権者の耕作権を一つの集落営農法人に集約するという、大きく集積されている部分ではこの2点があります。

続いて、3番目の質問の出し手の見込みですけれども、先ほど申しましたとおり、需要と供給、受け手の受けたいという積み上げた面積と出し手の出したいという面積では物すごく大きなギャップがあります。借り受けの規模は、233ヘクタールあり、それに対して貸し付け規模が69ヘクタールですので、借り受け希望をしている人にきちんと供給というかマッチングできるには、単純に3倍ぐらいの出し手の面積が必要になってくると思っています。繰り返しになりますが、そういった担い手が借りたいと言っているのに、需要に応えられる農地が、貸したい人の農地が出てくるように、今後もさらに、PRに努めたいと思っています。

4点目の耕作放棄地の解消です。中間管理機構で農地のマッチングを図ることにより、耕作放棄地の発生を未然に防止するとともに、既に耕作放棄地になっているところで、再生の要望があったところについては、農地中間管理機構で再生工事に取り組んでいます。

平成25年度から始めていて、平成25年度から平成28年度の実績で17ヘクタールを解消しています。また、なら農地有効活用推進事業という別の事業では、農地中間管理事業を活用して、借り受けた生産者が、耕作放棄地を再生する取り組みも助成しています。農地中間管理機構で農地の有効利用について、相談は農家から寄せられる中で、農地の賃貸借に対して、耕作放棄地の解消の仕方、程度がまちまちで、低木が生えているものから、もう少し簡易な耕作放棄地もあります。そういった方法をいろいろ提案して、比較的簡便に解消できる耕作放棄地については、その人材活用を、先ほど申しました事業を活用して解消し、大規模な工事を入れなければ解消できないものについては、なら農地有効活用推進事業を活用して、2種類の事業により再生に取り組んでいるところです。

最後の5点目の質問です。人・農地プランの参入と担い手の確保についてですけれども、人・農地プランは、地域、集落、大体小学校区単位でつくられているのが基本形だと思いますが、その小学校区単位での集落の方々が話し合いをして、5年後、10年後、誰に自分たちの地域の農地を担っていただくか話し合いをして、中心経営体と申しますけれども、担い手を話し合いの中で決めていく仕組みというか、そういう話し合いのツールになっています。市町村によって、人・農地プランの活用をされている度合いはかなり濃淡があって、例えば、桜井市や宇陀市においては割と活発に利用されている状況です。今、県下の新規就農者、担い手の確保の状況という質問でしたけれども、年によって少しでこぼこがありますけれども、大体年間60人ぐらいの方が奈良の農業に参入していただいています。以上です。

○山中委員 答弁がありましたように、出し手以上に受け手のほうが多いということで、ある意味、耕作放棄地を未然に防いだりということでは、それだけいていただくことは大変ありがたいと思っていますし、また、先ほど年間60名近くの方が新規就農ということに入っていただいている。温度差はあるものの、人・農地プランを進めていただいていると聞きましたので、一定農業の、現場の産業への進捗が見られるようには思うのですけれども、ただ、そうはいうものの、やはり私たちも近くを見ていると、耕作放棄地になってしまって、先ほど言っていたように、再生できないぐらい大きな樹木が生えたりという現場もありますので、一朝一夕にはいかないかもわかりませんが、しっかりと進めていただきたいと思います。

そうした中で、新たな質問ではないのですが、出し手をどんどん需要喚起をしないといけないと、そんな話がありました。ただ、これも必要以上にやりますと、せっかく私

たちは、やろうと思っているというところもあって、今、農業に携わっていただいている方の意思などはしっかりと尊重をしながら進めていただかないといけないかと思います。

いずれにしても、この間、農業経営補償保険制度も話をして、農業にかける、これからの産業としての大きな思いはあるかと思しますので、こうした中間管理機構の政策をしっかりと進めながら、奈良として基盤のある、基幹産業としての役割をこれからも果たしていただきたいと思しますので、よろしくお願いします。以上です。

○梶川委員 では、勉強も兼ねて1つだけ質問します。また同じことを言っていると思われるかわかりませんが、最低賃金のことを聞きます。巷では人手不足と言われているのと、企業も増収増益が見られ、企業の増収増益は27.6%とか、一方で、介護職に携わっている人たちは、労働局の発表では、奈良県では4.46倍という数字もあるわけで、奈良で訓練をして資格をとって、大阪へ流れるという現象があるのではないかと思います。

このたび最低賃金が示され、時間当たり、大阪府が909円、奈良県が786円。これを1日8時間、一月20日間の労働に置きかえると、約2万円近く大阪府と奈良県で差がある。これでは、とてもではないけれど、奈良県で一生懸命人を育てても他へ流出するという現象が起こるので、私は、最低賃金を全国一本化にしてほしいという思いがあります。最低賃金を決めるのは国で、県が集まって決める相談をするのとは違うようですから、最低賃金の審議会か何かがあると思いますが、例えば、どのような人が集まってやっているのか、年に何回かあるのか、年に1回しかないのか。このたびも非常に時宜を得た最低賃金が出てきたから、年に何回かあるのかと思っていますが、仕組みを聞かせてほしいと思います。

○石井雇用政策課長 最低賃金の決定の仕組みについてお答えします。

最低賃金については、最低賃金法という法律があり、そこで決定の仕方が定められています。具体的な流れを申し上げますと、まず、労働者、使用者、公益を代表する、各同数の委員で構成される中央の最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考に審議が行われて、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力の3点を総合的に勘案して、都道府県ごとに引き上げ額の目安が示されます。この目安額を参考にして、各都道府県の労働局長の諮問に応じて、同じく労働者、使用者、公益を代表する各同数の委員で構成される地方最低賃金審議会において審議が行われて、その答申を受けて都道府県労働局長が決定する仕組みとなっています。奈良県においても、同様に奈良地方最低賃金審議会の答申に基づき、奈良労働局長が決定しています。

委員のメンバーですが、労働者は労働組合から、使用者は経済団体や一般の企業から、公益者は大学教授や弁護士などから指名されている状況です。以上です。

○梶川委員 奈良県でも最低賃金の審議会があるわけですか。

○石井雇用政策課長 奈良県でも奈良地方最低賃金審議会がありまして、先ほど申し上げましたように、労働者、使用者、公益を代表する委員15名から構成されています。以上です。

○梶川委員 念を押すことになりましたが、大阪府が909円、奈良県が786円、もちろんほかの近畿圏の最低賃金があるわけですから、奈良県の786円は、奈良県の最低賃金審議会が決めたわけですか。

○石井雇用政策課長 繰り返しになりますが、中央の審議会が目安額が示されます。幾ら上げると目安額が示されまして、それをもとに奈良県の労働局で決められるという状況です。

○梶川委員 今まで最低賃金は国で決めることだから、奈良県は直接関与できませんという話だったのだけれど、奈良県でそういう審議会の同数のメンバーが集まってやるのだと思うけれど、国で一様に額が示されたら、それと大きくかけ離れたような感じがします。審議会は、年に1回の開催ですか。

○石井雇用政策課長 具体的には、奈良労働局長も諮問された上で審議会が開催されますので、回数についてはわかりませんが、一定の時期に集中して審議をされることです。また、奈良県と申しましても奈良労働局長が決めていますので、奈良県自身に関与できる仕組みではありません。

○梶川委員 今までの認識と少し変わってきました。私は、奈良県も大阪府も兵庫県もない、全国一本化して最低賃金を決めてもらわないと。今言ったように、大阪府と奈良県とを比べたら最低賃金ではこれこれだけれども、毎月の賃金に直してみたら2万円からの差があるというのは、どうしても賃金の高いほうへ人は流れていくから、その点を、県で考えてほしいといえばいいのか国へ要望したらいいのかわからないけれども、その辺はどういうことになるのか。きょう言おうと思っていたのは、国の仕事だから、県がいつも来年度の予算要望で要望書を出しますけれど、あの中に、例えば全国一本化してくださいという要望を奈良県として書いてほしいということをお願いしたかったのだけれど、それは多分、県の感覚では、そのようなことは書いても無理ですし、実現もしないといつて一蹴されるかと思います。けれど、今の話を聞いたら、何かもう少し奈良県が深く突っ込めないのか



という気はします。だから、その点、どのようにお考えか。ぜひ一本化して、それは多少、地方と都市部と物価が違うのかわからないけれども、そのくらいの差は地方の人も享受してもらって、一本化するように努力をしてほしいということを申し上げて、何かコメントがあれば聞かせてください。

**○石井雇用政策課長** 最低賃金の全国一律化ですけれども、最低賃金というのは、働いて受け取る賃金の最低の額を保障する制度で、実際に支払う賃金については、職の内容や求人求職の需給バランスによって決められることになっています。そのためには県内企業の経営力を強化することが大事だと思っており、その結果として賃金水準が上昇して、実勢を反映する形で最低賃金を引き上げることが県内の雇用の創出と労働者の雇用の安定につながるのではないかと考えています。以上です。

**○梶川委員** わかりました。一応そこまでで、これ以上は限界だと思いますので、置いておきます。ぜひ、そういった立場で頑張してほしいと思います。

**○太田委員** 2点質問します。

まず1点目は、小規模企業振興基本条例についてです。ことし3月の予算審査特別委員会の中で、8つの基本方針に沿って施策を進めていくという答弁がありました。その中でも特に経営ノウハウを体系化した手引き書の作成や普及の取り組みについて、現在の進捗状況と、どう特色を出してまとめようとしているのかもお聞きしたいと思います。

もう1点は、海外リーディングカンパニー表彰にも取り組まれているということですが、その進捗についてもあわせてお伺いします。

**○林産業政策課長** 太田委員から経営ノウハウを体系化した手引き書と、リーディングカンパニーということで質問をいただきました。

まず、小規模企業に特化した条例ですけれども、今年4月の施行ということで、まず皆さんに知っていただかないといけないというところであり、県の媒体であるホームページや県民だよりで周知をしているとともに、商工会、商工会議所、各種団体、金融機関に機会を捉えてPR、周知に伺っているところです。今後も何か要望があれば、説明に行きたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。冒頭申し上げておきます。

お尋ねの経営ノウハウを体系化した手引き書ですけれども、現在鋭意作成中です。この冊子は、日々努力していただいている小規模企業の経営者の方に手にとっていただいて、自分たちも少しやってみようか、新しいことをやってみようかと、自分たちもできると思ってください。あるいは、日々いろいろ悩んでいらっしゃる課題の解決のヒントにしてい

ただくことを目的としてつくっています。

小規模企業の中から特に成長を続けている県内企業の経営者の方の生の声を取材して、成長や飛躍のきっかけになった何か分岐点のようなものがあるのか、岐路においてどう考えた、それをどう判断したと、どう行動したのかという辺を中心に語っていただいて、そこから何か成功の、あるいは問題解決の秘訣を導き出したいと思っています。現在、企業経営者の取材を続けており、11月ぐらいまで取材をして、その後、アドバイザーや有識者の方の意見をいただきながら、今年度中にまとめていきたいと思っています。

もう1点、海外展開のリーディングカンパニーの表彰です。現在、公募の真っ最中で10月末ぐらいまで公募をしています。ホームページ等で周知をしていますし、関係機関に案内を送っているところです。

県では、特に海外への展開、域外への交易力を高めるべく取り組みを進めており、海外への販路開拓支援も行っているところです。特に海外の単独出展支援や、マーケティング調査への支援をしていますけれども、今回この表彰制度で、その一環として、海外との取引で成果を上げている企業の方を表彰することで、当該企業のPRもさることながら、それをモデルとして、一社でも多くの県内企業が自分のところもやってみようと思っただく、海外に一つでも多くの企業が目を向けていただきたいと考えており、そういう考えで事業を進めています。今、公募をしており、その後、審査となります。来年1月ぐらいには企業を決定して表彰したいと思っています。こういった取り組みを継続して、地域に根差した小規模企業に力を発揮していただく環境づくりに努めていきたいと考えています。以上です。

○太田委員 まず1点目は、経営ノウハウの体系化の手引き書ということで、書店などではいろいろな成功ノウハウが書かれた本があるかと思うのですが、奈良県の実情に即したような形で、より皆さんが参考にできるようなものをまとめていただければと思っています。先ほど答弁にありました、成功を続けているところへの支援は、それはそれで非常に大事だと思うのですが、一方で、なかなかそこにまで行き着かない地場産業や商店を営んでおられるといった方々への支援が、小規模企業振興条例ということで、中小企業から小規模に特化したというところで、一定期待はしている部分がありまして、厳しい環境に置かれている方々への支援は何か考えておられるのかどうか、その点についてお伺いします。

○林産業政策課長 小規模企業条例の基本的な目的の中に、成長発展もさることながら、

地域に根差して持続的な発展をしていただくというところも一つの大きな柱として掲げています。先ほど申しあげました経営ノウハウの冊子についても、日々の悩みの解決につながるという視点も当然持ち合わせて作成をしていますので、地域で地道に経済を支えておられる企業の方のためにもなる冊子にしていきたいと思っています。以上です。

○太田委員 ぜひそういう方への参考になるようなものに仕上げていただきたいと思います。

小規模企業で頑張っておられる方は、いろいろ悩みを抱えておられるかと思うのですが、例えば後継者対策、資金繰り、家賃がなかなか厳しい、販路の拡大などがあるかと思うのです。秋田県由利本荘市で今、自治体が後継者の応援ということで、マッチングをやっておられ、一定の成果を出しているということです。こういったこともぜひ参考にさせていただきたいと思っているのですけれども、これは主体が市になっているので、例えば今回、小規模企業振興条例ができたことによって、県内の市町村で、それに呼応して何か新たな補助金をつけたり、条例をつくったり、そのようなことが、県内の中で起こっているのかどうか、その点についてはどうでしょうか。

○林産業政策課長 市町村にも条例制定を機に説明に行っているのですが、具体的にそれに呼応した支援や補助金といったものは、まだ聞き及んでいないです。それぞれ自主的に、従来から小規模企業の振興に取り組んでおられますので、市町村だけではなく、地場の商工会、商工会議所も含めて一体となって、小規模企業にとって最適解を提供していくことが必要だと思いますので、そういった取り組みを一層拍車をかけていきたいと思っています。以上です。

○太田委員 県でせっかく条例をつくっていただいたので、市町村と話をすると、なかなかそこにかみ合って、一緒にやっていくという機運にまだ十分になり切れていないのかと思っています。条例が制定されて、少し時間はたっているのですが、ぜひその点で、先ほどもお話がありましたけれども、商工会議所や市町村と力を合わせた取り組みを相乗効果的にやっていただくことが大事かと思っていますので、よろしくお願いします。

続きまして、中和労働会館についてお聞きします。今、大会議室の冷房が壊れており、この夏は、大会議室の貸し館ができずに現在に至っている状況ですが、地元では、施設がひよっとしたらなくなるのではないかという心配の声が上がっているのですけれども、中和労働会館の今後についてどのようにお考えなのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○石井雇用政策課長 中和労働会館についてお答えします。

中和労働会館の冷暖房設備は、太田委員がお述べのとおり、現在故障中であり、利用者の方にご迷惑をかけている状況です。冷暖房設備ですけれども、昭和54年の建設当初に設置されたもので、部品が製造を中止しており修理ができない状況であることから、全面的な設備の更新をする場合は、概算で約3,000万円かかると見込んでいます。さらに、故障した部屋は、大会議室で面積が広いので、市販の家庭用エアコンでは対応が難しく、簡易な冷暖房機器を設置するとしても300万円程度が必要となっています。

中和労働会館は、中和、南和の労働行政の拠点として位置づけられていますので重要施設と認識していますが、昭和54年の建設以来38年が経過しており、設備が老朽化しています。冷暖房設備の故障のほか雨漏りも見られますので、さらに今後、維持修繕の経費がかかることが見込まれるところです。また、エレベーターも設置されていないので、障害者や高齢者の方々にとって利用しにくい状況でもあります。

中和労働会館の昨年度の稼働率は、39.5%となっており、このまま維持修繕をしながら継続使用するのか、施設利用の効率化や管理コストの削減を図る方法を含めまして、幅広く検討を行っているところです。まだ検討結果をお示しする段階には至っていませんけれども、できるだけ速やかに結論を出していきたいと考えています。以上です。

○太田委員 中和労働会館は、確かに老朽化は進んでいるかと思えます。しかし、会館の本当に目の前に駐車場がありまして、車をおりてすぐにその会議室に入ることができるという点で、非常に皆さんから利便性がいいと好評をいただいている施設です。近くに奈良県産業会館もあるのでありますが、こちらは隣接している駐車場が手狭で、建物の反対側にもう少し大きな駐車場があるのでありますが、そこからは歩いていかなければならないということで、会議を持つ場合に、やはり中和労働会館のほうを選ばれる方もおられます。

うわさで耳に入った話ですけれども、奈良県産業会館に集約されるのではないかということも聞いています。もともとこの中和労働会館にあった高田しごとiセンターが県の産業会館に行ったということで、その経過の中で私も心配をしているところです。稼働率の39.5%が低いのかどうかは、もう少し検討したいと思っていますが、一方で、労働者の置かれている状況は、働き方改革なども言われている中で、本当に見直しを進めなければならないとも思っているところです。私も以前こちらで労働組合の結成集会などに参加をして、まさにここが労働者の拠点の一つとなっていることを実感していますが、そういう場が今どんどんなくなっているといえますか、今の状況だからこそ必要ではないかと

と思いますが、その点、県のお考えはどうなのか、再度お尋ねします。

○石井雇用政策課長 近くに産業会館があり、高田しごと i センターも入っていますので、労働関係の相談機能を集約する観点からも、一つの選択肢として検討しているところです。おっしゃるように、労働会館については、奈良県労働者の文化の向上と福祉の増進を図って、あわせて労使関係の健全な発展に資することを目的としており、中和労働会館が中・南和地域の拠点として、その機能を長年果たしてきていますので、その点を十分含めまして検討していきたいと思っています。以上です。

○太田委員 必要性は十分にご理解いただいていると思いますので、ぜひこうした施設はしっかりと存続といいますか、その機能をしっかりと有する形で今後も続けていただきたいということをお願いしておきます。以上です。

○田中委員 通告していないのですが、本会議の代表質問のときに時間がなく、また委員会だと申し上げました。

新しい取り組みをしていただく中で、新たな森林管理体制準備室を設けて頑張っていたと聞いていますが、名前のおり文字を読みますと森林管理体制づくりということですが、民有地の多い奈良県の林地の中で、森林管理体制とはどういう意味を有しているのか、教えていただければありがたいです。

○酒元新たな森林管理体制準備室長 新たな森林管理体制とはどのようなことかという質問かと思います。

奈良県においては、スイスを参考にした新たな森林管理体制について検討するというところでこれまでも進めてきています。なぜスイスかというところについて、地形や森林の所有形態などが似ているということで、スイスを参考に着目しているところです。スイスは、高い知識と権限を有するフォレスターが生産、防災、レクリエーション、生物多様性の4つの機能を重視して森林を管理しているということです。本県においても、森林を適正に管理するという観点で、スイスの事例を参考に検討しているところです。以上です。

○田中委員 フォレストアカデミーを云々ということで、今もおっしゃっていただいたスイスを一つのモデルとして見ながら日本の林業をとということだと思えるのですが、山そのものの林相というか、樹種の問題などを主に考えているか、それとも山で働く人の資格付与、現在もいろいろな資格を持っている人がおられますが、そういうことに関することか、施業の仕方を云々されるということなのか、不在村地主や所有者不明の問題を何とか制度化してどうにかしようということなのか、林地内の境界対策を何かしようということ

となのか、私にしてみたら、焦点がよくわからなくこういうことも対象に入るのかと思ったりするのですけれども、こういうことが入るのかどうかを含めて、どういうことを対象に考えられているのかがよくわからない。

知事の話によると、林業というのは木だけではない、環境そのもので、虫や動物も含めてでというおっしゃり方をされるのですけれども、果たして、森林管理体制の中に動物など生きているものに対しても担当されるということも入っているのか。疑問がたくさんあるので、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

**○酒元新たな森林管理体制準備室長** 林相については、スイス恒続林と申しまして、多種多齢のいろいろな木がまじった森林をつくっておられるところです。奈良県において、全部の森林をそれにとすることは難しいかと思えますけれども、そのような観点も含めまして、そういう林に近づけるためにはどうしていけばいいか、田中委員がお述べのとおり、資格や森林の境界についても、なかなかわからない部分もありますので、そのあたりについてどう持っていくと適正な森づくりになるかを幅広く検討しているところです。

環境については、スイスでは置いているフォレスターが環境面での管理の機能も持っていると聞いており、そのようなことも一体的にできるような体制や制度について検討していきたいと考えています。以上です。

**○田中委員** 官有林の多いところでしたら、フォレスターが管理して、こういう方針だと言えればそれでいくのだろうと思うのですが、民有地で果たしてうまくいくのかと、余計な心配だということならそれでいいのですけれども、その辺の問題もあるかと思えますので、森林管理体制というのはこういうことを考えているというアナウンスをできるだけ早く、具体的に、わかりやすく県民にご提示いただきたい。山を持っている人は、県は林業の何か新しい課をつくっているのだけれど、あれは一体何をするのかと、何を考えているのかというお問い合わせをかなりの方がされますので、そういう意味で、ぜひ何をしようとしているのかをご提示いただきたいと思います。

それから、葉草について、随分と大和トウキをご推奨いただいて、きのうのテレビで、五條も映っていました。

宇陀のほうも随分と大和トウキを推奨していただいて、携わる方が多くなってきていますので、それは一つの産業といいますか、農業として大きな効果があると思っています。

シャクヤクをつくらうと思うけれども、聞いたら、いや、それはあきませんと言われたというのですけれども、どういう意味で言われたのかわかりません。シャクヤクも推奨し

てつくらせてもらったらいいと思うのだけれど、これも根は多年ではなく、3年、5年らしいですし、上の花もかなりいい値段で売れるということもあるようですので、推奨品目の中に加えていただけたらいかかという提案がありますので、ぜひお考えいただければありがたいと申し上げて、以上で終わります。

○清水副委員長 簡潔に質問します。

「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の22ページ、「農の入口」モデル事業（近畿大学生提案事業）があります。現状どのように進捗していて、今後どういう展開をしていくのか、その件について、まずお伺いをします。

○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱） お答えします。

ご質問の「農の入口」モデル事業については、昨年度の県内大学生が創る奈良の未来事業の公開コンペで最優秀賞を受賞したテーマを事業化したものです。今後、担い手が絶対的に不足していく中で、県と近畿大学が連携して、多様なさまざまな担い手の円滑な就農を支援するためのノウハウを蓄積し、農業参入のハードルを下げる農法を確立して実用化を図ることを目的としています。事業化で取り組む具体的内容については、近畿大学の先生方と検討を積み重ね、新規就農者を念頭に、初心者であっても取り組みやすく、失敗の少ない手法の2つの取り組みを実証することとしたところです。

1つ目の取り組みは、ローテク技術で、軽量で長期間にわたり、その特性が劣化しないポリエステル繊維をつくった作物栽培の培地として利用する農法で、マニュアル化した安定生産が可能となることから、女性や高齢者、障害者などの農業参入を容易にした農福連携も視野に入れて実証に取り組むこととしています。もう一つは、ハイテク技術で、個人の経験や勘に頼ることなく安定的な生産を可能とするためICTを活用した農法で、メロンやトマトの高収益作物の栽培管理を初心者でも容易に行うことができるようにすべく実証することとしています。

この事業で得た成果については、新規参入者の円滑な就農を実現するためのマニュアルを整備するとともに、将来そういった農法を活用した、農業ベンチャー法人を設立して普及を図ることを将来目指したいと考えています。この事業は、今申しましたものを具体的に着手するというところで、昨日近畿大学と県の間で事業実施に係る覚書の取り交わしを関係者が集まり行ったところです。今後早急にほ場と施設の整備、農法の実践、実証に取り組むこととしています。以上です。

○清水副委員長 担当者に聞きますと、現状の奈良県全体の耕作放棄地は3,633ヘク

タール、面積比にして21%だと伺いました。非常に多くの耕作放棄地がある中で、先ほども質問ありましたが、当然のことながら担い手をきちんとつくっていく、それでもうかる農業だということを、いろいろ媒体を使って情報提供をしていただくことは非常に大事だと思います。

例えば、市町村の窓口で相談に来られたときなど、我々のところにも相談にも来られるのですけれども、これだけあるのですけれども、まとまった一団の土地を紹介してということになかなか至っていない気がするのです。それぞれの農業委員会は単独でしか動いていませんので、何とかもっと広いエリアで連携するシステムが必要だと思うのです。今後、農業委員会同士、もしくは各市町村での情報の共有化をどのようにされていくのかも一つ疑問に思っています。何かその手だてがあるのであれば、今回のこの事業で新しい展開ができていきますので、ぜひそういうことも紹介していただきたいと思います。その点について、将来的にどうだということを踏まえて、何か意見がありましたらよろしく願います。

**○小坂農林部次長（担い手・農地マネジメント課長事務取扱）** 清水副委員長からのご質問は、まさにおっしゃるとおりだと思います。担い手をつくっていく、そしてもうかる農業を実現していくことが、担い手もふえ、耕作放棄地を減らすという、本当にそこが重要になってくるポイントだと認識しています。耕作放棄地は、3,633ヘクタール、県内農地の21%ですけれども、耕作放棄地については、所有者を見てみますと、既に農産物を生産していない農家の方や自家消費程度の生産をされている農家の耕作放棄地がふえている一方で、きちんと商売として、業として農業をやっている方の農地では当たり前ですが、耕作放棄地は生じていないという状況です。先ほど清水副委員長がおっしゃった担い手をつくるということに関しては、担い手への集積率が高い地域においては、県内で耕作放棄地率が低くなる傾向がデータの的にも見てとれるかと思えます。そういう意味で、清水副委員長がお述べの、しっかりともうける農業をつくっていく、農業の担い手を育成することが大切かと思っています。

また、各農業委員会は市町村長が任命して市町村単位でできているものですから、農業委員会の市町村を越えた域ではどうしても縦割りにになってしまう部分があるのかもしれないですが、そういう部分をきちんと相談に乗ってきた人たちに対して、そう感じさせないようにするのは県の役割だと思っています。現時点、新規就農者を支援するためのワンストップ窓口を県内4カ所の農林振興事務所に設置しており、きちんと各市町村にも設置し



て、そういう場合は農林振興事務所に相談してくれということで、きちんと今までもやっているつもりですが、これまで以上にきちんと周知して、相談に来られる方が不便に感じないようにするのは本当に大切だと思っています。以上です。

**○清水副委員長** 人口が減少していきますので、当然担い手も減っていく。農の現場というのは本当に、高齢化が非常に激しくて、次の世代の方が見つかるというのはなかなか難しいのです。ですので、単体で任せておくと非常に難しいと思いますので、事務担当者会議をいろいろされていると思いますけれど、そこだけでとまっているような気がしますので、もう少し広くできる手だてをとっていただきたいと思います。ぜひよろしく願います。要望しておきます。

次に、林地台帳の整備率と現状についてお伺いします。

**○熊澤林業振興課長** 清水副委員長から林地台帳の整備率で質問がありました。

林地台帳は、昨年の法律改正に伴い、市町村が統一的な基準に基づき、土地の所有者や林地の境界に関する情報を一元的に整備し、平成31年度から林地台帳と附帯する地図を公表する制度を創設したものです。林地台帳は、現在2市村でやっています、面積は、手元に資料がありません。2市村だけ整備しています。

**○福谷農林部長** 少し補足をします。林地台帳の整備率ということですが、イコール地籍調査と、非常にリンクする部分があると思っています。地籍調査の本県における進捗率は12%で、国の平均52%に比べて非常に低い状況になっています。ただ、中には大淀町、広陵町、旧月ヶ瀬村など、既に100%終わっている町村があるのですが、奈良県は非常におくれていると認識をしています。

ですから、整備率としてはそのような状況で、何を言いたいかといいますと、林地台帳は山の部分だけで、地籍調査は全体ですので、山の部分は逆にもっと非常におくれているのが実態ということでご理解をいただければと思います。以上です。

**○清水副委員長** 福谷農林部長から地籍調査について触れていただきましたので、地籍調査についても、未着手の市町村が9市町いまだにあるという話でした。県として、知事は積極的にやるべきだという話をされていた記憶があるのですが、これは個人の財産でもありますけれど、課税の公平性、災害のあったときにどう対処していったらいいのかなどいろいろな使い道がありますので、今、各市町村に、県からどういう情報提供をされているのか、どうやったら取りかかっていただけなのかという、取っかかりの部分はどうなのか、9市町が残っているのは、なぜなのかがよくわからないのです。やっけていて普通だ

と思うのですけれど、その辺はどうですか。

○小坂農林部次長（兼担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 清水副委員長の質問に、お答えします。

9市町が、具体的には大和郡山市、橿原市、桜井市、御所市、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、高取町が現在未着手となっており、いずれも大和盆地部に存在しています。未着手で着手に踏み切れない理由としては、平地部の特徴ですが、一筆ごとの土地が非常に細分化されている、公図と現況の不一致が多く見られる、土地取引が頻繁にある一方、所有権者の異動や相続が多数発生していることなどが根底にあると考えられています。そうはいつでも、清水副委員長がおっしゃったとおり、きちんと進めることが大事だと思っています。

地籍調査は、何よりも首長の熱意や理解によって進捗の濃淡が出る部分が多いものとも言われていますので、来週、10月2日に、県で市町村長サミットも開いて、知事も出席していますけれども、そこで地籍調査の現状、課題、効果などを各市町村長に説明をして、地籍調査の着手や進捗について促しをしながら、県としてもバックアップを推進していきたいと思っています。以上です。

○清水副委員長 登記簿がどんどん改正されていて、非常に精密な測量が求められているのです。今、測地2000系になっていると思います。以前に成果としておさめたものが、時代おくれといったらなんですけれど、現地で測地2000系で入ってくると、その図面が異なっていたりします。そういう場合は、改めて地図訂正など、手続をしていかないといけないのですか。それは、一つの成果としてそのまま置いておいても、別に問題はないのですか。（発言する者あり）そうですね、それだから、古いものは成果としてあるのに、新しいのにつかかると、前のものが全然時代おくれになっているからもう一度やらないといけないという事態になったときに、例えば一つの町が既に成果として半分の50%やっていたとして、次にやっていないところを新しい今の測量法で始めたときに、その古いものと整合しないということが起きてくるわけです。そうしますと、古いものをまたやり直さないといけない。このやり直さないといけないものを補助の対象として認めていただけるのかどうか、この辺はどうですか。

○小坂農林部次長（兼担い手・農地マネジメント課長事務取扱） 古いものでもまちまちあるといいますか……。

（「まあまあ、いろいろある」と呼ぶ者あり）

私が見たことがある100年前ぐらいの明治時代の地租改正のときのものは、まさに全然昔のもので、手書きで書いたようなもので、どの程度の差があって、それが実際どう接続されているのか、今、実態を把握していませんので、そういったものに対するサポート、補助などあるのか、調べて、後で報告したいと思います。

**○清水副委員長** 恐らく、現場でやられている担当者の人数が少ないこと、現地調査をやって立会確認、筆界確認をしていただかないといけないのです。そのときに物すごく時間がかかるわけです。新規でも時間がかかる。ところが、以前にやっているの、数十年前にやっていたとしたら、世代も変わっている。昔のものに一旦同意しているのに、改めてまたそのようなことをするのかということも起きてくるわけです。

ですので、一概にこういうパターンということは申し上げにくいのですが、進めていく中で、未着手のところは今の新しい方法でできますけれど、部分的にかかっているところは、昔のものとの整合も図りながら進めていかないといけないという問題が出てきますので、10月2日に市町村サミットでという話を聞きましたので、もう少し突っ込んだ話を各首長にさせていただいて、ぜひ進めてくださいということを知事からでも言っていただいたら進むと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。具体的にどうというのは、またお話ししたらどうかと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

**○西川委員** 大和牛のブランド化ということで、この間の、経済労働委員会で議論が出ました。私も調べたら、鎌倉時代からの銘牛という定義で、鎌倉時代に大和牛がいて何をしていたのかを考えると、荷車でも引っ張っていたのかという感じ。その時代から食されているというニュアンスで書かれているものですから、自分の知識が間違っているのかわかりませんが、すき焼きがすき焼きとして食べ出されたのは明治の時代に入ってからなので、ひょっとしたら、鎌倉時代に牛の肉を食べていたのかなという。

(「食べている」と呼ぶ者あり)

食べていましたか。それなら、大和牛自身、この間から問題になっていましたが、子牛が今まで5万円であったのが、今、買うと85万円すると。牧場を経営して牛を飼うとするならば、子牛を飼うか、子牛をつくる、生産するかということになるわけでしょう。それに補助をくださいという話が出てくること自身、理解ができないのですけれども、こういう話を理事者としてどう思われますか。

**○桜木畜産課長** 鎌倉時代からの銘牛の話ですが、委員がおっしゃるように、日本10役牛というのがあり、そのうちの一つに役牛として大和牛があったということで、鎌倉時代

からの銘牛と言わせてもらっています。

2点目の質問ですが、今、大和牛というのは、10カ月の子牛を買ってこられて、20カ月肥育して、奈良県食肉センターに出荷されたら大和牛となるということで、西川委員がおっしゃるように、今、子牛が高いということは、繁殖牛を飼って子牛を生産したほうがずっと利益率は高く、枝肉価格と子牛価格は常に相場で動いており、結局枝肉価格が上がったら子牛価格も上がりますし、反対に今は枝肉価格が下がってきているので、この後、多分子牛価格はずっと下がっていくのかと考えています。以上です。

○西川委員 大和牛の、奈良県の生産量はどのくらいの生産量になっていますか。

通告していなかったもので、アバウトで結構です。

○桜木畜産課長 平成28年度の出荷頭数だけで言いますと543頭で、生産額でいくと6億3,000万円です。ピークというか、一番多かった、子牛価格が上がるまででいきますと989頭で、約1,000頭弱まで行っていたときもあります。以上です。

○西川委員 大和牛を買おうとしたら、奈良県はどこで買えるのですか。

(「商売ではやっていない」と呼ぶ者あり)

肉屋では山形牛など売られています。大和牛のようなブランドはその後で聞いたのです。大和牛のようなものは仕入れていないという話になって、プレミアムセレクトにされて、やはり売らないといけません。東京などに持って行って売っているのかどうか、その点聞かせていただきたい。

○桜木畜産課長 初めの質問で、どこで買えるかですが、大和牛流通推進協議会のホームページがありまして、個人的な店の名前を言うのはなかなか難しいのですが、そこに指定販売店ということで30店弱の名前があります。西川委員がおっしゃるように、今少し生産量が落ちているので、必ず置いている店が4、5軒あると思います。電話番号や地図もありますので、それで確認してもらえば、買うことは可能だと思います。

○西川委員 ぜひ一度食べたいと思います。大和牛、神戸牛などいろいろブランドの肉があるので。突然の質問で失礼しましたが、これからも大和牛のブランドで啓発に私も頑張っていきたいと思います。

○小泉委員長 ほかに質疑がないようですので、これをもって南部東部振興、産業・雇用振興部、農林部の審査を終わります。

明9月29日は、午前10時よりくらし創造部、景観・環境局、警察本部の審査を行い、その終了後、総括審査を行いますので、よろしくお願ひします。

これで本日の会議を終わります。